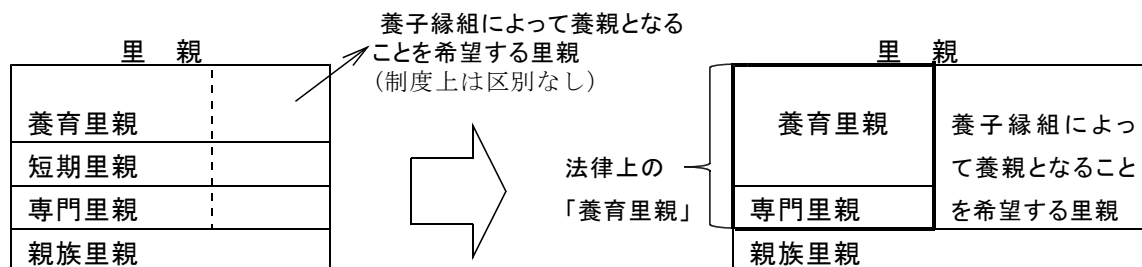


(3) 里親制度の拡充・見直しに関するQ&A

1. 里親の分類・要件等

Q 1 今回の見直しにより里親の種類はどのように変わるのか。

A 従来の里親について、養子縁組によって養親となることを希望する里親と養育里親を区別し、さらに養育里親については、養育里親と専門里親に区分する。また、従来の短期里親は養育里親の中に含まれるものとする。したがって、里親の種類は、養子縁組を前提としない養育里親・専門里親・従来の短期里親をあわせた「養育里親」、さらに「養子縁組によって養親となることを希望する里親」、「親族里親」となる。



Q 2 養育里親と養子縁組によって養親となることを希望する里親を分け、養育里親に研修を義務付けたのはどのような理由からか。

A 従来の里親制度については、

- ・「社会的養護として子どもを養育する里親」と「養子縁組を前提とした里親」が制度上区別されておらず、里親＝養子縁組であるという誤解も存在すること
- ・養育里親の研修に関する基準がなく、自治体間でばらつきが大きいなどその改善・充実を図る必要があること

などの指摘を受けていたところ。

このため、今般の見直しにより養育里親と養子縁組によって養親となることを希望する里親を区別し、養育里親について研修を義務付けたものである。

Q 3 短期里親は廃止となるのか。

A 従来の短期里親については、省令上、区別をなくすが、養育里親として認定・登録していただき、短期間の委託を希望する養育里親については、名簿等にその旨を記載する等により把握し、委託の際には短期間の委託をすることにより弾力的に対応していただきたい。

Q 4 職業指導里親は廃止となるのか。里親が職業指導を行うことは禁止されるのか。

A 従来の職業指導里親は、実績等を勘案し、廃止することとした。しかしながら里親が就労へ向けた心構え等について支援を行うことは、子どもの自立支援の一つとして重要なことであり、児童相談所において策定する自立支援計画の中に盛り込み、計画的かつ適切に実施されるよう留意していただきたい。

Q 5 養育里親から養子縁組を希望する里親に移行する場合、どの時点から移行した（手当額なし）とすればよいか。

A 単に里親が養子縁組を希望しているという時点ではなく、養子縁組に関し、委託されている子どもの実親の同意が得られた等により、具体的に養子縁組に向けた手続き等始める時点とする。

Q 6 養育里親が委託児童に対し、数年経過してから養子縁組を希望することは可能か。

A 子どもや実親の状況により、必ずしも委託当初に養子縁組の方向が確定しないケースもあることから、養育里親に委託されている子どもや里親の意識の変化等により、途中から養子縁組を希望することは可能である。その場合は里親からその旨を都道府県に申し出る旨、周知していただきたい。

Q 7 専門里親の委託対象に障害のある子どもが加えられたが、少しでも障害があれば、専門里親に委託しなければならないのか。

A 専門里親については、従来の「児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童」、「非行等の問題を有する児童」と同様に、「身体障害、知的障害又は精神障害がある児童」について、詳細に基準を示しているものではない。

障害の程度のみで一律に判断するのではなく、子どもの生活能力や、専門里親を含め各里親が持つ養育技術や特徴等を踏まえ、都道府県（児童相談所）において適切に判断の上、委託先を決定していただきたい。

2. 里親の要件、欠格事由について

Q 8 里親の年齢要件はあるのか。

A 里親が持つ養育技術や特徴等は様々であることから、国において里親の認定・登録に際し、一律に年齢により制限をかけることはない。なお、年齢要件を規定